

通級による指導の導入・運営の手引き



令和8年2月

熊本県教育委員会
特別支援教育課

はじめに

平成 19 年の障がいの程度等に応じて特別の場で教育を行う「特殊教育」から、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換、平成 25 年の学校教育法施行令改正による就学先決定の仕組みの見直し、平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行に伴う不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮提供の法的義務化等を背景に、特別支援学校だけでなく、小中高等学校等においても、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加しています。

このような中、文部科学省は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」を掲げ、すべての子供が安心して学び、成長できる教育環境の整備を推進しており、通級による指導（通常の学級に在籍する児童生徒が、個別の教育的ニーズに応じて特別な指導を特別の場で受けることができる教育の形態）の充実を図っています。

県教育委員会では、第4期熊本県教育振興基本計画の基本目標の一つに「共生社会の実現に向けた教育の充実」を掲げ、障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育の一層の充実を図っています。その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備を進めており、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが重要と考えています。

本資料は、令和 5 年度から令和 7 年度までの期間にモデル地域で行った調査研究の知見等を踏まえ、小中学校の特別支援教育の推進に中核的な役割を果たす通級による指導についての実施方法などを示したものです。通級による指導の導入に向けて取組を始めたいと考えられている市町村教育委員会や通級による指導の開始を予定している小中学校等の管理職、通級による指導担当教員（以下、通級指導担当者）だけでなく、各学校で子供たちを支えるすべての教職員が制度について理解を深め、より効果的な支援を行うための手引きとして作成しました。

令和8年2月

熊本県教育委員会 特別支援教育課

【目次】

1 連続性のある多様な学びの場の充実に向けて	1
2 通級による指導について	2
3 通級による指導の充実について	7
4 巡回指導の開始にあたって	19
5 資料等	22
① 通級による指導の参考となる資料・動画リスト	
② 特別支援教育に係る用語	
③ 自立活動目標設定シート(参考様式)	

*「障害」の表記については、法令及び文献等より引用したものや施設名等以外は、「障がい」と表記しています。

*小学校及び中学校学習指導要領(平成 29年3月告示)、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説(平成30年3月告示)に基づき、作成しています。

*アメリカ精神医学会が定めた診断基準「DSM」が平成 25 年に改訂され、「障害」を「症」に改めるなど、大きな変更がされています。教育に関しては、学校教育法施行規則で、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動障がいの名称を使っていることもあり、本手引きではこれに沿った障がい名を用いて説明しています。

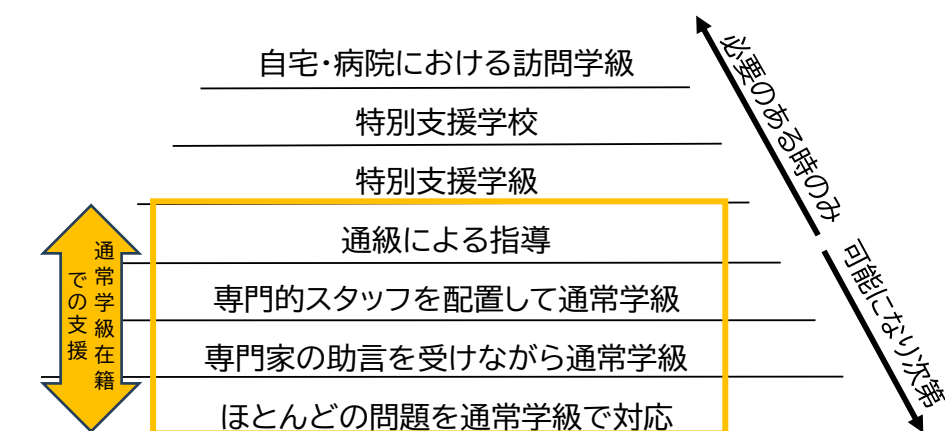
1 連続性のある多様な学びの場の充実に向けて

(1) 連続性のある多様な学びの場について

義務教育段階における連続性のある多様な学びの場は、下図のとおりです。県教育委員会では、連続性のある多様な学びの場の充実に向け、市町村教育委員会と連携しながら「通級による指導」の拡充を検討しています。

日本の義務教育段階における連続性のある多様な学びの場

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告・H24)参考資料4に一部加筆したもの

(2) 多様な学びの場における本県の現状と課題

在籍校に通級による指導が導入されていないため、必要とする児童生徒が指導を受けられず、また、保護者による送迎や距離の問題から、他校の通級による指導を利用することも難しい状況にあります。その一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒の中には、通級による指導を受けることができれば通常の学級で十分学ぶことができる可能性のある児童生徒が一定数いることが、本県が令和4年度に実施した調査結果から明らかになりました。

このことから、より多くの児童生徒が適切な支援を受けられる学びの場を整備する必要があります。

(3) 多様な学びの場の整備について

上記の課題の解消に向け、モデル地域と共に多様な学びの場の整備に関する調査研究を行い、得られた成果を基に通級による指導を中心に学びの場の整備に取り組んでいます。

2 通級による指導について

(1) 通級による指導とは

ア 法的位置づけについて

平成28年12月9日付け28文科初第1038号初等中等教育局長通知において、学校教育法施行規則 第140条の一部改正が通知されています。

一部改正により、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている「通級による指導」が高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようになりました。

旧	→	新
小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、(以下略)		小学校、中学校、義務教育学校、 <u>高等学校又は中等教育学校</u> において、(以下略)

<学校教育法施行規則 第140条>

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5、第83条及び第84条並びに第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

「八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの」は具体的な障がい種として、「肢体不自由」「病弱・身体虚弱」が「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省作成)に示されています。

イ 通級による指導の対象となる障がいの種類

通級による指導の対象者は基本的には学校教育法施行規則第140条に示されたとおりですが、その障がいの程度については平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知に示されています。

対象	障がいの程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

より多くの対象児童生徒が通級による指導を受けられるようにするため、指導内容に重なる部分が多い自閉症・情緒障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいを「自・情・L・A」とし、以下の区分での通級による指導も可能です。

通級による指導は、単一の障がいを対象とするのが基本ですが、比較的指導内容等が類似しており、その双方について指導できる専門性を有する教師がいるような特別の場合、一人の教師が二つ以上の障がい種について通級による指導を担当することが考えられます。

「言語」「弱視」「難聴」「肢体不自由」「病弱」は、障がいに特化した指導が必要なため、別立てとします。なお、これらの障がい種の通級による指導も巡回指導は可能です。

区分	対象となる障がいの種類
自・情・L・A	自閉症・情緒障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がい
言語	言語障がい
弱視	弱視
難聴	難聴
肢体不自由	肢体不自由
病弱	病弱及び身体虚弱

ここがポイント！（留意点）

本県の特別支援学級在籍率（熊本市を除く）※3は、全国平均と比較して高い傾向にあります。また、令和4年度に本課が実施した「特別支援学級在籍児童生徒の実態調査」の結果では、特別支援学級での指導による児童生徒の成長が著しいことから、学びの場の再検討ができそうな事例もあります。

学びの場の変更を検討する際は、特別支援教育課が示す資料「学びの場の検討のための補助資料」を活用するなど、客観的な視点からの判断をお願いします。

※3 文部科学省の学校基本調査（令和7年度）から算出したもの

ウ 形態及び人数について

① 形態について

県教育委員会では教員が巡回して通級による指導を行う「巡回指導」の充実を進めます。

巡回指導を推奨する目的

- ・特別な教育的ニーズのある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすため、通級による指導を充実させる。
- ・どの地域においても、本人や保護者に負担なく通級による指導を受けられるようにするため、巡回での通級による指導の実施を推進する。

② 1教室あたりの利用人数について

平成 29 年度(2017 年度)の義務標準法改正により、国は通級による指導を必要とする児童生徒 13 人につき教員 1 人を基礎定数として示しています。この「13 人につき 1 人」という基準は、教職員定数の算定に用いられる標準数です。実際の配置にあたっては、児童生徒数や地域の実情等に応じて柔軟に運用されることになります。

(2) 巡回指導について

巡回指導とは、通級指導担当者が、対象となる児童生徒が在籍する学校を巡回して指導を行う形態です。巡回指導のメリットとして、児童生徒の移動や送迎に伴う保護者の負担が軽減され、他校通級の場合と比べて指導を受けやすくなることが挙げられます。

本県では、通級指導担当者が所属する学校を「拠点校」、巡回先の学校を「巡回校」と呼びます。

その他の指導形態として、自校通級や他校通級があります。

【通級による指導の形態】

巡回指導

通級指導担当者が、通級による指導を必要とする児童生徒が在籍する学校に赴き、場合によっては複数の学校を巡回して指導を行う形態



自校通級

児童生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されており、在籍する学校で指導を受ける形態



他校通級

児童生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されておらず、他の学校に設置されている通級指導教室に、児童生徒が週に何単位時間か定期的に通い、指導を受ける形態



通級指導教室：通級による指導を行うための教室の通称

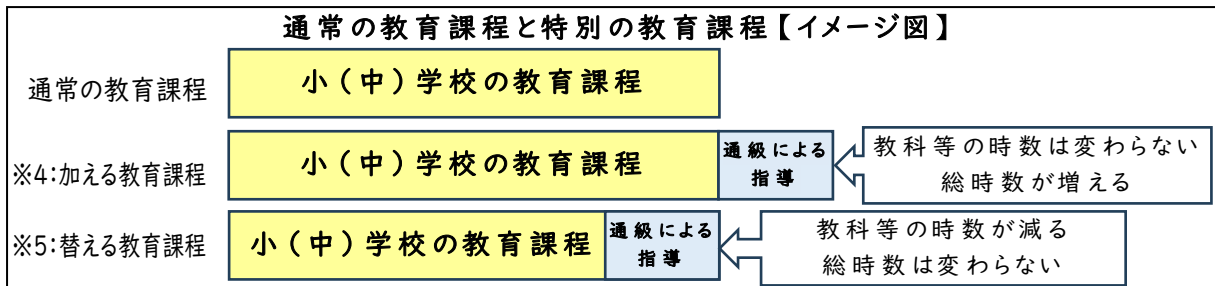
3 通級による指導の充実に向けて

(1) 通級による指導の教育課程・指導内容

ア 小・中学校の教育課程との関係について

通級による指導に係る特別の教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障がいに応じた特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え^{※4}、又はその一部に替える^{※5}ことができるものとしています。通級による指導は週当たり1単位時間から8単位時間程度までで指導を行います。その際には、児童生徒の負担が過重にならないように配慮してから、より効果的な指導を行うようにします。

また、特別な教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考にしてください。



イ 通級による指導における特別の指導

特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導であり、特別支援学校の特別な指導領域である自立活動に相当する指導とされています。自立活動の内容は、6区分27項目に整理し、大綱的に示されています。個々の児童生徒に指導する具体的な指導内容は、六つの区分の下に示された27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要です。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること
- (4) 集団への参加の基礎に関すること

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

「通級による指導」は、大部分の授業を小・中・義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態です。

指導に当たっては、以下の留意点について、再確認をお願いします。

ここがポイント！（留意点）その1

- 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う
- いわゆる習熟度別指導のように少人数で各教科の補充をする場ではない

ここがポイント！（留意点）その2

平成28年に、学校教育法施行規則 第140条が一部改正されました。

「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改訂されました。

つまり、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とするものであると位置付けが明確化されました。

旧	新
<p>障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善、又は克服を目的とする指導とする。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。</p>	<p>障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。</p>

ウ 通級による指導を行う際の授業時数について

① 授業時数について

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準として示されています。

また、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については、年間授業時数の上限については、他の障がい種別と同じにするものの、月1単位時間でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間(月1単位時間程度)が下限とされました。

② 時間割について (利用者13人がそれぞれ週1単位時間の指導の例)

【巡回校1校の場合】

	月	火	水	木	金
1	準備	準備	準備	準備	準備
2	拠①	巡①	拠④	巡④	拠⑥
3	拠②	巡②	拠⑤	巡⑤	拠⑦
4	拠③	巡③	観察	巡⑥	観察
5	観察	観察	観察	観察	観察
6	観察	観察		観察	観察

拠：拠点校 拠

巡：巡回校 巡

【巡回校3校の場合】

	月	火	水	木	金
1	準備	準備	準備	準備	準備
2	拠①	巡①	拠③	巡①	巡①
3	拠②	巡②	拠④	巡②	巡②
4	観察	巡③	観察	巡③	巡③
5	観察	観察	観察	観察	観察
6	観察	観察		観察	観察

拠：拠点校 拠

巡：巡回校 巡 巡 巡

準備：通級による指導を受ける児童生徒の様子・出欠の把握、授業準備、打ち合わせのための時間

観察：通級による指導を受ける児童生徒の様子を観察し、支援や指導の評価・改善に生かすための時間

【観察の視点】

学習面、行動面、社会性・人間関係、情緒面、環境への適応等

なお、巡回指導では、通級指導担当者が各学校に出向くという特徴から、次の点に留意してください。

ここがポイント！（留意点）

- 1日に複数校巡回する場合は、移動時間を確保する
- 同一日において午前・午後の両時間帯にわたり、同一の巡回校において通級による指導を実施する場合には、通級指導担当者の業務負担の軽減および勤務時間の有効活用を図る観点から、当該巡回校において給食をとることができるよう配慮することが望ましい
- 教材準備、指導計画等の事務処理や通常の学級担任との連携にかかる時間を確保する
- 時間割の変更は早めに通級指導担当者へ伝え、急な変更は極力避ける
- 巡回指導を行う通級指導担当者は、拠点校に常駐していないことから、校務分掌については、巡回指導の業務に支障がないように配慮する
- 通級指導担当者が拠点校に複数配置される場合は、OJT(On the Job Training)等による人材育成が促されるよう担当者相互の情報共有及び協働の機会を確保する

エ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成について

通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを主たる目的としており、児童生徒一人一人の障がいの状態や特性、心身の発達段階等に応じた指導目標の設定や、指導内容・方法の工夫など、きめ細かな配慮が求められます。

このため、学習指導要領においては「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の作成が義務付けられており、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確化した上で、計画的に指導を行う必要があります。

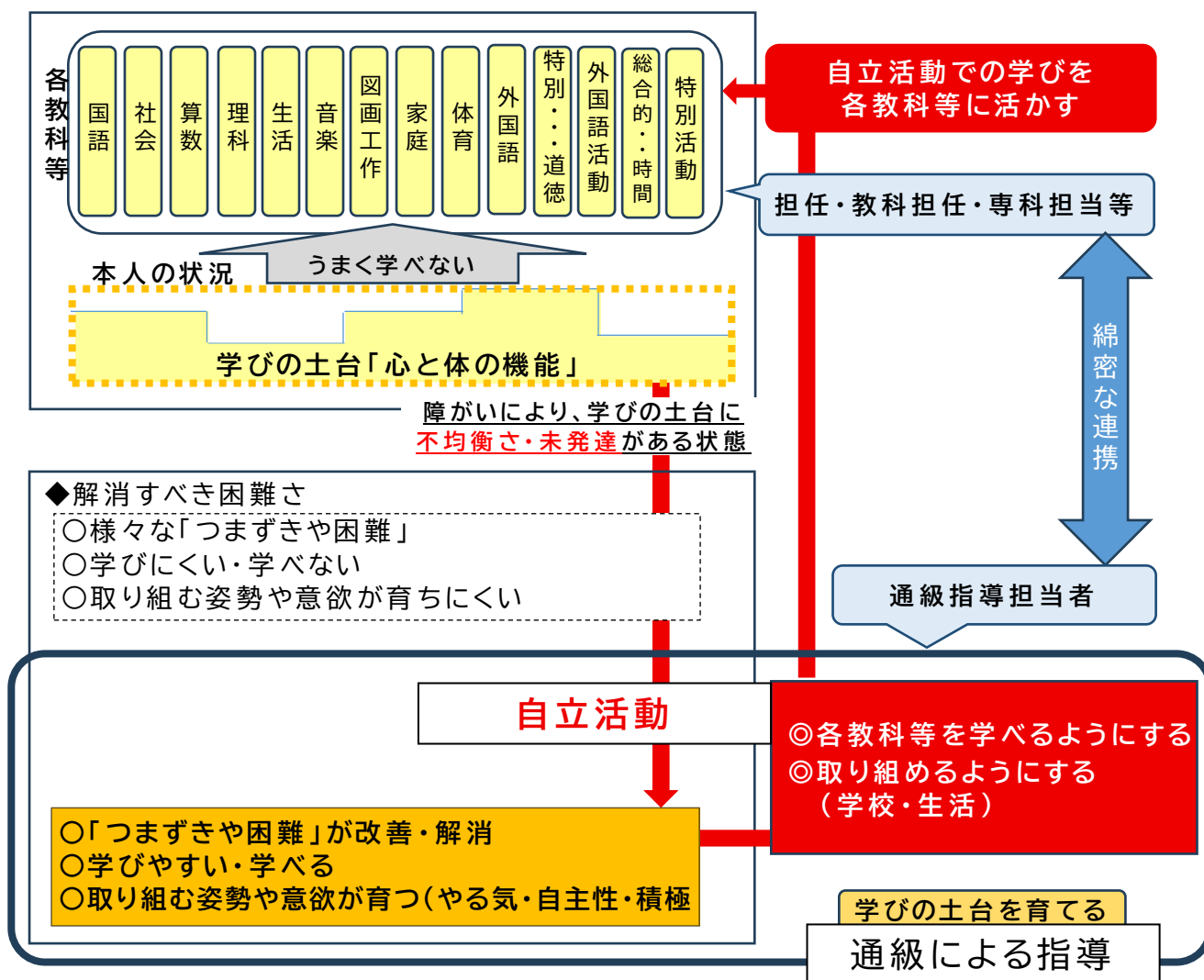
通級指導担当者は、担当する児童生徒の通級による指導の時間に係る個別の指導計画を作成するとともに、個別の教育支援計画の作成にも関与し、通常の学級担任や関係職員との連携を図ることが不可欠です。

通級による指導において作成する「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」は、単に作成するだけでなく、継続的に活用・評価・改善を行い、関係者間で共有することが重要です。

特に「個別の教育支援計画」については、学習指導要領およびその解説において、長期的な視点に立った一貫した支援のために、関係機関との連携のもとで作成・活用・引継ぎを行うことが求められており、児童生徒の進級・進学等の移行期には、次の進路先へ確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を継続することが必要です。



通級による指導での学びのイメージ図



ここがポイント！（留意点）

- 通級による指導で得られた学びを、児童生徒が通常の学級で活かし、日々の学習や生活に役立てていくことができるように担任・教科担任・専科担当等（以下、担任等）は、意識して児童生徒に関わる
- 担任等は、児童生徒が通級で学んだ内容を十分に考慮し、学級での指導や支援に反映させる
- 通級担当者と担任等は、児童生徒の成長を支えるために綿密な連携を行い、情報共有や協力を積極的に行う
- 通級による指導は、学びの土台を育てる場であり、各教科等の補充学習を行う場ではないことを校内で共通理解する

(2)入級から終了までの流れ

巡回指導では、入級から終了について次のように考えています。

なお、巡回指導に限らず、通級による指導を必要とするより多くの児童生徒が指導を受けられるようするため、自校通級や他校通級で実施している場合でも参考にしてください。

利用期間及び入級から終了までの流れ

① 利用期間について

通級による指導は、必要のあるときのみ利用する学びの場です。そのため、利用開始時の主訴が改善された場合には、その時点で利用を終了します。また、より多くの児童生徒が利用可能にするため、原則として利用期間は最長2年間とします。

この期間設定は、定期的に支援の内容や効果を振り返る機会（PDCA サイクルの「C:Check」）を設けるための区切りでもあります。これにより、支援の妥当性や成果を客観的に検証することを目的としています。

なお、例外的に2年を超えて指導を継続する場合には、市町村教育委員会において審議を行うことが望まれます。

② 入級及び終了について

入級、終了の流れ(イメージ図) 4月入級の場合

月	入級の流れ	学校(校内委員会)	教育委員会	通級指導担当者	学級担任		
前年度	4月	気づき			通常の学級における支援		
	5月						
	6月	検討	入級の検討		本人・保護者面談	本人・保護者面談	
	7月		教育委員会に相談→				
	8月	準備 体験通級 ※1		教育支援委員会	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に必要な対象児童生徒の実態把握		
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
	4月	入級			本人・保護者面談	本人・保護者面談	
5月							
6月							
7月	指導の効果判定①(継続・終了の検討)			本人・保護者面談	本人・保護者面談		
8月			教育支援委員会				
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月	指導の効果判定②(終了の検討)※2		本人・保護者面談	本人・保護者面談			
3月							

※1 体験通級は余裕数のみ

※2 必要に応じて実施

入級については、各学校の校内支援委員会で検討した上で、各市町村教育委員会と協議を行ってください。ただし、義務教育を初めて受ける小学校・義務教育学校前期課程1年生については、学習や生活の状況を正確に把握する必要があるため、自閉症・情緒障がい・学習障がい・注意欠陥多動性障がいのある児童を対象とする通級による指導は、9月（又は夏休み明け）以降からの利用開始が望ましいと考えます。

また、校内支援委員会において、定期的に主訴の改善状況を把握しながら、通級による指導の継続または終了について検討します。

いずれの場合も、決定後は速やかに市町村教育委員会へ報告します。

ここがポイント！（留意点）

通級による指導が終了した後も、支援が不要になったわけではありません。引き続き、通常の学級において経過観察を行い、状況に応じて適切な支援を講じることが求められます。

◆体験期間について

通級による指導が適切かどうかを検討するため、体験期間を設けます。ここでは、これを「体験通級」と呼びます。

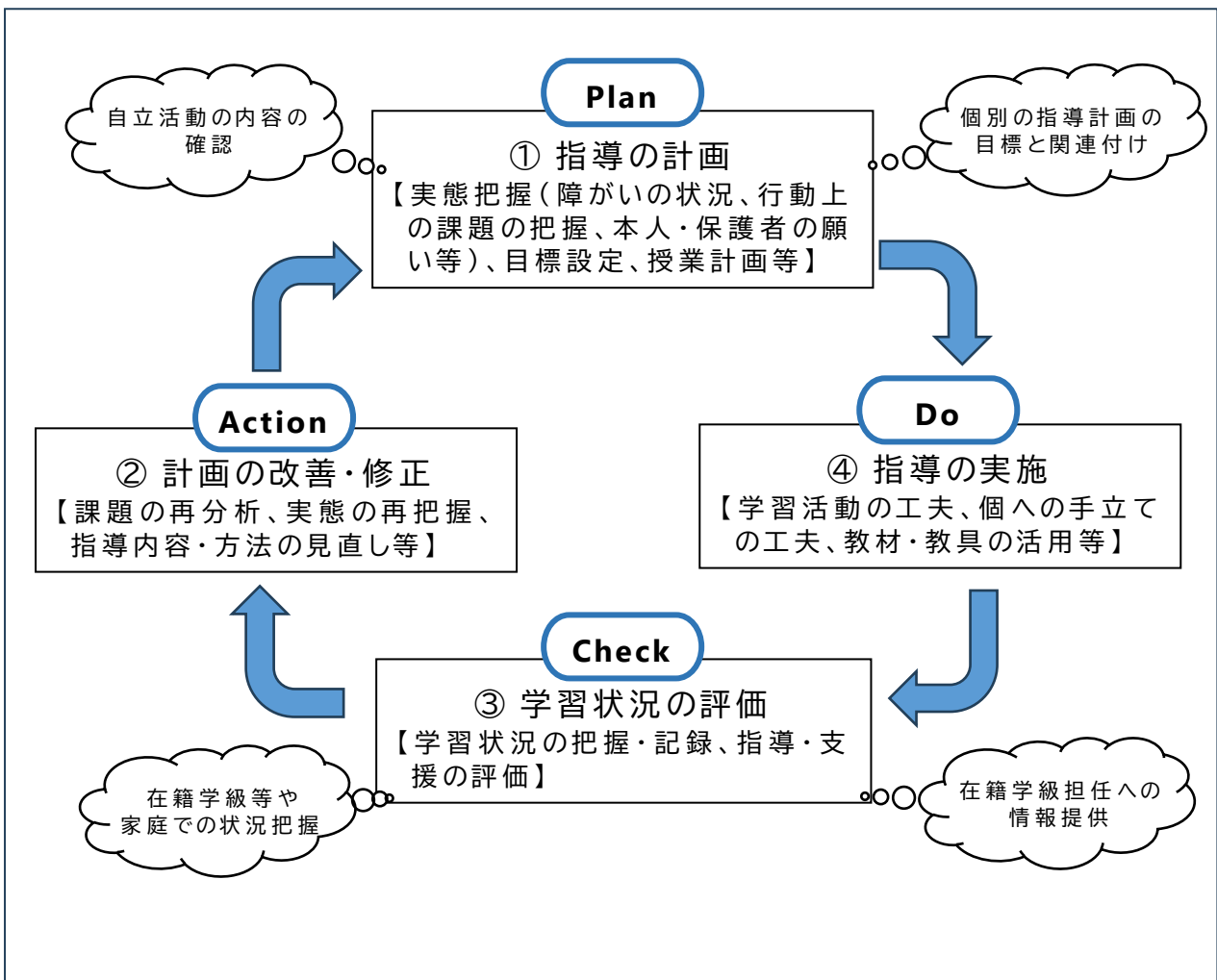
～ 体験通級のルール ～

- ・受け入れ人数は、正式利用している児童生徒の指導に支障がない人数。
- ・指導時間は原則週あたり1時間。
- ・体験通級は、校内支援委員会で検討し、拠点校の校長が認める児童生徒とする。なお、この場合も、事前に市町村教育委員会に報告する。

(3) 通級による指導の個別の指導計画の作成と PDCA

通級による指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することが目的です。児童生徒一人一人の障がいの状態の把握や発達段階に即した指導目標の設定、指導内容・方法の工夫などの配慮が必要です。

このため、通級指導担当者は、個別の指導計画を作成することが求められます。通級による指導の個別の指導計画は、自立活動の指導計画でもあり、作成後は、下図のように計画、実践、評価、改善の一連の流れで進めることが大切です。



通級指導担当者は、対象児童生徒の通級での学びが在籍学級や他集団、家庭等において発揮されることを念頭に授業を組み立てることが最も大切です。

(4) 学習指導の評価

ア 通級による指導の評価

通級による指導においても、個別の指導計画に基づく指導の評価を定期的に行うことが大切です。長期、短期それぞれの期間に設定した目標と指導内容について、児童生徒の様子から評価を行います。在籍学級の担任にも通級による指導の評価について情報提供し、在籍学級担任が対象児童生徒を総合的に評価する際の基礎資料の一つになるようにします。

また、評価を基に改善点を明らかにし、個別の指導計画の修正を図り、よりよい指導ができるように努めます。

巡回指導や他校通級の場合、学期ごとの指導報告書等で、児童生徒の指導内容や課題、今後の指導予定などについて、適切な指導を行う上で必要な指導の記録を作成し、児童生徒の在籍校に対して報告を行います。

イ 指導要録の記入方法

通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録の様式2「指導に関する記録」の総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業数、指導期間、指導内容や成果等を記入します。

<p>ここがポイント!(留意点)</p> <p>○指導要録への記載は、通級指導担当者とは在籍学級の担任のほか、管理職や特別支援教育コーディネーター等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討する</p>	
<p>記入例</p>	<p>総合所見及び指導上参考となる諸事項</p> <p>～ 略 ～</p> <p>通級を受ける学校名：〇〇市立〇〇小学校 通級による指導の授業数：週〇単位時間 指導期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 指導内容や成果等：主に心理的安定を中心とした指導として、不安や怒りの気持ちの対処法の学習を行った。学習前に比べると、気持ちのコントロールが随分できるようになった。それに伴い、周囲の状況に適した行動や言葉かけが増え、穏やかに過ごす姿を見られるようになった。</p>

(5) 在籍学級・在籍校との連携

ア 通級による指導を受ける児童生徒の在籍学級との連携協力

巡回指導に限らず、通級による指導の効果を高めるためには、通常の学級での適切な支援が重要になります。それらを実現するためには、次のことに留意します。

① 周囲の児童生徒への理解啓発

通級による指導を受ける児童生徒は、授業の一部を抜けることとなります。そのため、周囲の児童生徒の理解が必要になります。通級による指導利用の説明は、丁寧な配慮を必要とするものです。学級担任は、本人に最大限の配慮をすることはもちろんのこと、保護者や通級指導担当者等との十分な打ち合わせをし、説明の実施をお願いします。通級による指導について全体に説明する場合は、通級指導担当者が担当することも考えられます。

通級による指導を受ける児童生徒が安心して在籍学級で過ごすことができるように努めなければなりません。

② 学級担任との情報共有

通級指導担当者は、児童生徒が通級で学習した内容を、学級担任に確実に伝えることが重要です。そのために、指導内容の記録やファイル等を作成し、適切に管理することが求められます。

また、通級指導担当者と学級担任が日常的に連携し、児童生徒に関する情報を積極的に共有することが大切です。通級による指導での学びが通常の学級で生かされているかを確認し、両者が共通の目標に向かって協力して指導を行うことで、児童生徒の障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服につながります。

(参考)情報共有の好事例

- 連絡ノート等で指導内容・児童生徒の様子等を共有する
- 動画や画像等で指導内容・児童生徒の様子等を共有する
- チャット機能を活用し、指導内容・児童生徒の様子等を共有する
- 情報交換日を設定し、指導内容・児童生徒の様子等を共有する
- 学期ごとに通級による指導の評価を伝える

③ 通常の学級における通級による指導の評価

通級による指導を受ける児童生徒は、大部分を通常の学級で過ごします。そのため、学級担任は通級による指導の指導内容や指導目標等を理解し、指導されたことが通常の学級でも生かされるよう配慮していく必要があります。

反対に、通級指導担当者は、学級担任と緊密に協力し、通級による指導の成果が通常の学級においても継続的に活かされるよう、通常の学級での該当児童生徒の様子を観察し、指導の評価をする必要があります。

④ 通常の学級での合理的配慮の実施

合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、全てが同じように決定されるものではありません。通級指導担当者は、通常の学級でも児童生徒が安心して学んだり生活したりすることができるよう一貫した合理的配慮ができるよう、学級担任や関係教職員との情報共有を積極的に行い、学校全体で支援の方向性を統一していくことが重要です。

その際、児童生徒本人や保護者の意向も尊重しながら、教育活動のあらゆる場面で安心して参加できる環境を整えるよう努めます。

通級指導担当者は、専門的な知見を生かして学級担任を支援し、合理的配慮が形骸化することなく、児童生徒の成長や学びに直結するよう継続的に見直し・改善を図っていく役割を担います。

通常の学級における合理的配慮の例については、次の頁をお読みください。

【教育における合理的配慮とは】

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいいます。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会)

通常の学級において考えられる合理的配慮

○ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

→障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

○ 学習内容の変更・調整

→認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

○ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

→障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。

○ 学習機会や体験の確保

→治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

○ 心理面・健康面の配慮

→適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表」より抜粋

詳しくは、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表」をお読みください。



【URL】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1323312.htm

4 巡回指導の開始にあたって

(1) 市町村教育委員会が行うこと

ア 状況調査

導入にあたっては、前年度から準備を進める必要があります。児童生徒の状況調査や各学校における対象人数の調査を行い、効果的な配置を計画的に検討することが必要です。

イ 教材・教具や備品の確保

4月からの通級による指導の開始に向けて、市町村教育委員会は、通級による指導の導入校と密に連携し、使用が見込まれる教材・教具や備品等について事前に検討するとともに、既存備品の配置替え等を含めた準備を計画的に進める必要があります。

ウ 体制整備

通級による指導を円滑に行うためには、拠点校及び巡回校の決定、教室の確保が必要です。該当校の校長と密接に連携して進めてください。また、各学校の日課を調整することで、より多くの児童生徒が通級による指導を利用できる場合があります。

(2) 学校が行うこと

【拠点校・巡回校共通】

ア 状況調査と市町村教育委員会との連携

「児童生徒の学習上又は生活上の困難さ」の把握が出発点となります。通級による指導が必要だと考えられる児童生徒については、学校において十分に状況を把握してください。入級の決定方法については、市町村教育委員会を交え、各校間で共通理解を図るようにしてください。入級までには時間を要する場合があるため、事前の情報収集と市町村への報告をお願いします。

イ 通級による指導運営計画の作成

拠点校及び巡回校の実状を踏まえ、拠点校が中心となって「通級による指導運営計画」を作成します。通級による指導を導入する学校長同士で、あらかじめ運営のルール等を決めておくことが、巡回指導を円滑に進めるためのポイントとなります。

ウ 本人・保護者説明及び合意形成

巡回指導(通級による指導)については、すべての保護者に対して説明を行う必要があります。これは、通級による指導を利用しない児童生徒の保護者に対しても、制度への理解と啓発を促すためです。その上で、対象となる児童生徒やその保護者には、より詳細な内容を個別に説明し、指導の利用に向けた合意形成を図ります。

エ 巡回指導を利用しない児童生徒への説明

説明については、次のことに留意しましょう。

① 巡回指導の目的と担当者紹介

- ・ 巡回指導(通級による指導)の目的を全児童生徒に周知する
- ・ 通級指導担当者について紹介を行う

② 説明内容

- ・ 発達段階に応じて説明内容を調整する
- ・ 巡回指導を利用する児童生徒が学級・学年に在籍しているか否かによって説明内容を調整する

③ 情報開示の範囲

- ・ 巡回指導を利用する児童生徒の障がいに関する情報は、事前に本人及び保護者と確認したうえで開示範囲を決定する

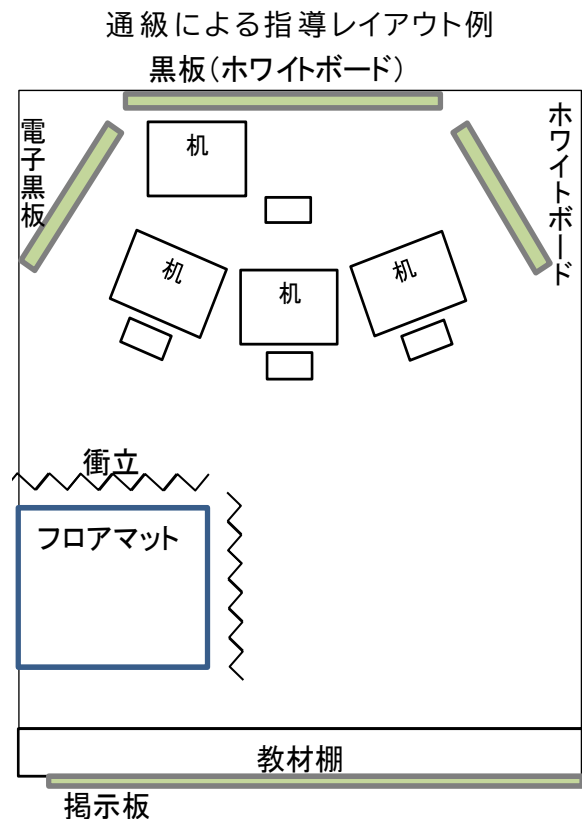
オ 教室環境の整備

児童生徒が安心して学ぶことができるように環境を整えることが大切です。

教室内の環境については、次のことに配慮しましょう。

- 教室の広さ
- 机や椅子等の配置
- 机や椅子の高さ
- 照明や音、匂い
- 掲示物の位置や色・大きさ
- 心を落ち着かせるためのスペースの設置

など



カ 担当者の指名

【拠点校】

通級指導担当者の指名

通級による指導が十分な教育効果を上げるためには、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を持った担当教師が、個々の児童生徒の障がいの状態や教育上必要な支援等を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが求められます。

通級による指導は、学校の授業として実施されるものであるため、通級指導担当者は当該校種の教員免許状を有している必要があります。つまり、小学生を指導する場合は「小学校教員免許状」、中学生を指導する場合は「中学校教員免許状（教科は不問）」を有していることが求められます。小中学校の両方で指導を行う場合には、両校種の免許状を併せて有していることが必要です。

加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教師であることが必要ですが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。

ただし、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら、通級による指導を行う場合には、当該教科に関連する免許状を有する教師も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいです。

以上のことを踏まえて、拠点校は「通級指導担当者」の指名をお願いします。

【巡回校】

受け入れ体制の構築と通級連絡担当者の指名

週に数日、通級指導担当者が訪れます。指導が円滑に進むように、校長のリーダーシップのもと、通級指導担当者の受け入れ体制の構築をお願いします。

その一方で、大半は通級指導担当者が不在となります。連絡等が滞る恐れもありますので、巡回校は「通級連絡担当者」の指名をお願いします。

通級連絡担当者の役割

- 日程の調整：巡回指導の日時や時間割変更の調整・連絡等
- 保護者連携の補助：保護者面談の日程調整等

5 資料等

(1) 通級による指導の参考となる資料・動画リスト

資料等名	URL
初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド(文部科学省)	https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html
特別支援教育リーフシリーズ (国立特別支援教育総合研究所)	https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
NISE 学びラボ (国立特別支援教育総合研究所)	https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online
研修講義動画 (発達障害教育推進センター)	https://cpedd.nise.go.jp/videos/videos/view/5013/dcdc9e31f94726cd2e9d4affaff3b65d?frame_id=4735
発達障害ナビポータル (国立障害者リハビリテーションセンター・国立特別支援教育総合研究所の共同運用)	https://hattatsu.go.jp



(2) 特別支援教育に係る用語

1	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
2	通常の学級	特別支援学校の学級、特別支援学級以外の学級。1学級の児童生徒数の標準は小学校35人。中学校40人。(R7.4.1現在)
3	通級による指導	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。指導を行う特別の場を通級指導教室という。 【対象障害種】 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
4	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。1学級の児童生徒数の基準は8人。 【対象障害種】 知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
5	特別支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。1学級の児童生徒数の基準は、小学部・中学部は6人、高等部は8人、重複学級は3人。 【対象障害種】 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)
6	訪問教育	障害のため特別支援学校等に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、特別支援学校等の教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育。
7	高等(特別)支援学校	高等部のみ特別支援学校。より就労に特化した専門教科を実施する専攻科がある学校もある。熊本県では、「高等支援学校」としているが、他の都道府県では「高等特別支援学校」としている自治体もある。

義務教育段階における連続性のある多様な学びの場

8	自立活動	<p>個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うため、特別に設けられた指導領域。</p> <p>自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で行われる。</p>
9	個別の教育支援計画	<p>障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。</p> <p>また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。他分野で同様の視点から個別の支援計画が作成される場合は、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することを含め教育と他分野との一体となった対応が確保されることが重要である。</p>
10	個別の指導計画	<p>個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。教育課程を具現化し、障がいのある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。</p> <p>また、計画(Plan)-実践(Do)-評価(Check)-改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。</p>
11	知的障がい特別支援学校の教科	<p>小学部 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育</p> <p>中学部 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、<u>職業・家庭、外国語</u> (外国語は必要に応じて設けることができる)</p> <p>高等部 【共通教科】国語、<u>社会</u>、数学、理科、音楽、<u>美術</u>、<u>保健体育</u>、<u>職業</u>、<u>家庭</u>、<u>外国語</u>、<u>情報</u> (外国語及び情報は必要に応じて設けることができる) 【専門教科】家政、農業、工業、<u>流通・サービス</u>、福祉 【学校設定教科】</p> <p>※_は、知的障がいである児童生徒に対する教育を行う特別支援学校と小・中学校等で構成等が異なるもの</p>

12	準ずる教育課程	小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している教育課程の通称。
13	インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第24条によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
14	教育支援委員会	就学支援委員会の機能に加え、障害のある子供の教育的ニーズに対応した教育が行われているかを相談・助言できる組織。
15	校内委員会	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援を全校的な体制で取り組むため、実態把握や支援方法、指導計画等の検討を行う特別支援教育に関する委員会。学校長のリーダーシップの下、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の担任、学年主任等、その他必要な教職員で構成されている。
16	交流及び共同学習	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動するもの。交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。
17	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、支援を必要とする幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行う機能。
18	特別支援教育コーディネーター	学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う。

19	特別支援教育就学奨励費	<p>障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。なお平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当)についても補助対象に拡充している。対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費など。</p>
20	ICF:国際生活機能分類	<p>International Classification of Functioning Disability and Health の略。健康の構成要素に関する分類。人間の生活機能と障害に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されている。</p>
21	基礎的環境整備	<p>「合理的配慮」の基礎となるもの。障がいのある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のこと。</p> <p>また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなる。なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要がある。</p>
22	合理的配慮	<p>障害者の権利に関する条約「第二条 定義」において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。</p> <p>「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。</p>
23	共生社会	<p>これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。</p>

24	医療的ケア	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。</p>
25	訪問看護	<p>疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。</p>
26	障害者手帳	<p>障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳を持っている場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。また、自治体や事業者が独自に提供するサービスを受けられることもある。</p>
27	身体障害者手帳	<p>身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳。原則、更新はないが、障害の状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがある。</p>
28	療育手帳	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることが出来る。療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されている。熊本県では、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けられている。</p>
29	精神障害者保健福祉手帳	<p>一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っていると、様々な支援策が講じられる。精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級までである。</p>

30	言語聴覚士(ST) (Speech-Language-Hearing Therapist)	<p>ことばによるコミュニケーションや嚥下(えんげ)に困難を抱える人を対象に、問題の程度、発生のメカニズムを評価しその結果に基づいて訓練、指導等を行う。摂食・嚥下障害にも対応する。言語聴覚士は医師又は歯科医師の指示の下に問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施する。また、リハビリテーションの目標、及び訓練プログラムに係る実施計画を作成し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う。</p>
31	作業療法士(OT) (Occupational Therapist)	<p>作業療法士は体や精神に障がいのある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う医療技術者である。作業療法士は、病院の場合はカルテや患者との面接などから、訪問介護の場合は患者から直接ヒアリングを行って、医学的情報や生活情報を集める。そして、筋力や反射などの身体機能、認知機能や日常生活動作の能力について観察や検査を行い、患者の問題点を探る。これらの結果をもとに、患者それぞれの訓練目標を決め、具体的な訓練プログラムを作り、作業療法を実施する。</p>
32	理学療法士(PT) (Physical Therapist)	<p>理学療法士は身体に障がいがある人等の身体運動機能の回復や維持・向上を図り自立した日常生活が送れるよう、医師の指示の下、運動の指導や物理療法を行う医療技術者である。理学療法士は、医師から依頼された理学療法の内容を点検し、注意する点や行ってはいけない動作を考えたとうえで、患者の筋力などを検査する。その結果をもとに患者の障がいの状況を評価し、他の診療部門からの情報も加えて理学療法の目標を立て、そのための具体的方法・手順などのプログラムを作成する。</p> <p>理学療法を中心は運動療法である。理学療法士は身体機能回復のための関節可動域練習、筋力増強練習、神経筋促通運動、歩行動作などの日常生活動作練習を通じて、自立した生活ができるように指導する。温熱の利用、電気刺激や超音波などの物理療法を行うこともある。</p>
33	学習障害(LD)	<p>全般的に知的発達に遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」といった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態。</p>

34	吃音	<p>なめらかに話すことが年齢や言語能力に比して不相応に困難な状態であり、下に示すような特徴的な症状（中核症状）の一つ以上があるものをいう。</p> <p>(1) 反復（単音や単語の一部を繰り返す）(2) 引き伸ばし（単語の一部を長くのばす）(3) ブロック（単語の出始めなどでつまる）症状は幼児期に出始めることがほとんどだが、中には思春期頃から目立つようになることもある。</p>
35	自閉症	<p>①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。</p>
36	情緒障害	<p>周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。</p>
37	選択性かん黙（場面緘黙）	<p>一般的に、発声器官等に明らかな器質的・機能的な障害はなく、機能的には話すことができるが、心理的な要因等により、他の状況で話しているにも関わらず、特定の社会的状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）において、話すことが一貫してできない状態。ただし、適切な対応により症状が改善するものでもある。「選択性」という言葉から、「話さないことを自ら選んでいる」と誤解されがちであるが、一般的な原因としては、生来の対人緊張や対人不安の強さがあり、集団に入るとその不安が増強することから、不安を軽減するための自己防衛行動が固定化して発症すると考えられている。近年では「場面緘黙」と表されることが一般的になっている。</p>
38	発達障害	<p>発達障害者支援法における定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。</p>
39	ビネー式知能検査	<p>1905年にフランスのA. ビネーとT. シモンが開発した知能検査であり、日本においては、田中寛一が発表した「田中ビネー知能検査」や鈴木治太郎が発表した「鈴木ビネー知能検査」等がある。このうち田中ビネー知能検査の特徴としては、まず、多角的な総合検査であることが挙げられる。これは、知能を各因子に分かれた個々の能力の寄せ集めと考えるのではなく、一つの統一体としてとらえようとするビネーの知能観に基づいて開発されている。</p>

40	ウェクスラー式知能検査	<p>アメリカのウェクスラーによって開発され、検査対象児・者の年齢に合わせて、主に幼児を対象とした「WP PSI」、児童生徒を対象とした「WISC」、成人を対象とした「WAIS」がある。この検査の最大の特徴は、全般的な知能水準が測定できることに加えて、「言語性の知能指数(VIQ)」と「動作性の知能指数(PIQ)」の二つの知能発達の様相を見ることができるところにある。</p>
41	児童発達支援	<p>平成24年の児童福祉法改正の際、主に未就学の障がいのある子供を対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。障がいのある子供に対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。</p>
42	児童発達支援センター	<p>地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。</p>
43	発達障がい者支援センター	<p>発達障がい児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。都道府県・指定都市自ら、または、都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営している。発達障がい児(者)とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児(者)とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っている。</p>
44	放課後等デイサービス	<p>児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。このサービスは、支援を必要とする障がいのある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。</p>

特別支援教育に係る用語【引用・参考文献等】
○文部科学省 HP https://www.mext.go.jp
○厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/index.html
○発達障害教育推進センターHP https://cpedd.nise.go.jp
○発達障害情報・支援センターHP https://www.rehab.go.jp/ddis
○学校教育法
○児童福祉法
○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚園・小学部・中学部) 文部科学省 平成30年
○特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編(幼稚園・小学部・中学部) 文部科学省 平成30年
○障害のある子供の教育支援の手引 文部科学省 令和3年6月
○放課後等デイサービスガイドライン こども家庭庁 令和6年7月

(3) 自立活動目標設定シート

自立活動目標設定シート						
学校名・学年						
児童(生徒)名						
障がいの種類・程度や状態等						
概要						
実態把握	① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集					
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階						
②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階						
指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階					
④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階						
⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階						
課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として						
⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階(プルダウンより選択)						
指導目標を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	(1)情緒の安定に関する事	(1)他者とのかわり合いの基礎に関する事	(1)保有する感覚の活用に関する事	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事	(2)状況の理解と変化への対応に関する事	(2)他者の意図や感情の理解に関する事	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事	(2)言語の受容と表出に関する事
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	(3)自己の理解と行動の調整に関する事	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事	(3)言語の形成と活用に関する事
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事		(4)集団への参加の基礎に関する事	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事	(4)身体の移動能力に関する事	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
	(5)健康状態の維持・改善に関する事			(5)認知の行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事
項目間の関連付け	⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント					
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階					
	ア	イ	ウ	…		

参考: 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)平成30年3月(実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例)

参考様式を以下の場所に掲載しています。

【URL】<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/230683.html>

【引用文献・参考文献等】

- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 文部科学省
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 文部科学省
平成30年3月
- 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編 文部科学省
- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド 文部科学省
- 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A 文部科学省 編著
- 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック
熊本県教育委員会

「通級による指導の導入・運営の手引き」
令和8年2月

【発行元】 熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課
【問合せ先】 熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
電話：096－333－2676